

議第15号

高山市消防団条例の一部を改正する条例について

高山市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

消防団員の処遇を改善するため、報酬等の支給額等を改正しようとする。

高山市消防団条例の一部を改正する条例

高山市消防団条例（昭和39年高山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(報酬)</p> <p>第6条 消防団員には、<u>報酬</u>を支給する。</p> <p>2 <u>報酬</u>は、別表に定める額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 特別報酬は、<u>7,000円</u>以内で市長が別に定める額とする。</p> <p><u>(出動手当)</u></p> <p>第7条 <u>消防団員が水火災又は地震等の災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合には、出動手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>出動手当は、1回について7,000円以内で規則で定める額とする。</u></p> <p>別表（第6条関係） <u>報酬額表</u> (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第6条 消防団員には、<u>年額報酬、出動報酬及び特別報酬</u>を支給する。</p> <p>2 <u>年額報酬</u>は、別表に定める額とする。</p> <p>3 <u>消防団員が水火災又は地震等の災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合には、出動報酬を支給する。</u></p> <p>4 <u>出動報酬は、1回について8,000円以内で規則で定める額とする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 特別報酬は、<u>8,000円</u>以内で市長が別に定める額とする。</p> <p>第7条 <u>削除</u></p> <p>別表（第6条関係） <u>年額報酬額表</u> (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条第3項及び第4項の規定は、施行日以後に招集され、水火災又は地震等の災害、警戒、訓練等の職務に従事した者について適用する。

3 改正後の第6条第5項及び第6項の規定は、施行日以後に水火災又は地震等の災害の職務に従事した者について適用する。